

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85デシベル	75デシベル	-
	測定位置	敷地境界		
作業時刻	①の区域	午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと		イ ロ
	②の区域	午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと		ハ ニ
1日当たりの作業時間	①の区域	10時間／日を超えないこと		イ ロ
	②の区域	14時間／日を超えないこと		
作業期間		連続6日を超えないこと		イ ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ ロ ハ ニ ホ

※ ①の区域及び②の区域は、区域の区分をご参照ください。

適用除外

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

<区域の区分>

①の区域及び②の区域は、下表のとおりです。

具体的な位置は、市環境政策課でご確認ください。

	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
①の区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね80mの区域	工業地域、工業専用地域
②の区域	①以外の区域	